

沖縄県教育委員会規則の一部改正（沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則）

県立学校教育課

1 規則の概要（沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則）

沖縄県立特別支援学校の通学区域について必要な事項を定めるもの

2 改正の概要

平成27年第7回沖縄県議会（9月定例会）において沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（乙第5号議案）が可決され、新たに沖縄県立やえせ高等支援学校が設置されることに伴い、特別支援学校の高等部について、県立高等学校と同様に、普通科以外の学科の学区は県全域とすることを定める。

あわせて、名護特別支援学校他3校について、病弱である児童生徒等に対する教育を行う部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る旨を明確化する等、所要の改正を行う。

3 施行年月日

平成27年11月1日。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。
（10月下旬公布予定）

4 新旧対照表

別添参照

新旧対照表

○沖縄県立特別支援学校の通学区に関する規則（平成22年3月31日 沖縄県教育委員会規則第3号）

新		旧	
学学区名	特別支援学校名	学学区名	特別支援学校名
国頭学区	名護特別支援学校	国頭学区	名護特別支援学校
桜野特別支援学校	桜野特別支援学校	国頭学区	名護特別支援学校

学学区名	特別支援学校名	学学区名	特別支援学校名
国頭学区	名護特別支援学校	国頭学区	名護特別支援学校
桜野特別支援学校	桜野特別支援学校	国頭学区	名護特別支援学校

(学学区)

第2条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。

2 略

3 特別支援学校の高等部（普通科以外の学科に限る。）の学科の学学区は、県全域とする。

(学学区)

第2条 特別支援学校の学学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。

2 特別支援学校の高等部の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、特別支援学校の高等部の合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集に係る特別支援学校の高等部の普通科の学学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。（新設）

別表第1（第2条関係）

学学区名	特別支援学校名	区域
国頭学区	名護特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。）
桜野特別支援学校	桜野特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。）

別表第1（第2条関係）

学学区名	特別支援学校名	区域
国頭学区	名護特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。）
桜野特別支援学校	桜野特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。）

中頭学区	美咲特別支援学校	恩納村(恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。)、うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。)、読谷村、嘉手納町、沖縄市(沖縄市立山内中学校区域を除く。)	恩納村(恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。)、うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。)、読谷村、嘉手納町、沖縄市(沖縄市立山内中学校区域を除く。)	恩納村(恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。)、うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。)、読谷村、嘉手納町、沖縄市(沖縄市立山内中学校区域を除く。)
宮古学区	宮古特別支援学校	宮古市	宮古市	宮古市
八重山学区	八重山特別支援学校	石垣市	石垣市	石垣市

中頭学区	美咲特別支援学校	恩納村(恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。)、うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。)、読谷村、嘉手納町、沖縄市(沖縄市立山内中学校区域を除く。)	幼稚部にあつては、沖縄市(沖縄市立山内中学校区域に限る。)、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村を加える。	幼稚部にあつては、沖縄市(沖縄市立山内中学校区域に限る。)、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村を加える。
宮古学区	宮古特別支援学校	宮古市	病弱である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児児童生徒に限る。	病弱である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児児童生徒に限る。
八重山学区	八重山特別支援学校	石垣市	病弱である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児児童生徒に限る。	病弱である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児児童生徒に限る。

附 則

この規則は、平成27年11月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。